

いじめ防止委員会

1 目的

いじめの防止等について、「城北中学校いじめ防止基本方針」に基づきいじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。

2 構成員

委員長を校長とし、副委員長を教頭及び事務長とする。

校長・教頭・事務長・主幹教諭・教務主任・各学年主任・生徒指導主事を委員とする。

校長は、必要に応じて本校の教職員及び心理、福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

3 組織図

本委員会の校内での位置づけを別途定める。（※別紙「城北中組織図」参照）

4 会議

校長は、この「いじめ防止委員会」を主宰し、会議を招集する。

5 いじめ防止委員会の役割

- (1) 基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を作成するとともに、その実施について統括する。
- (2) 年間計画について検証し、必要があれば修正する。
- (3) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (4) いじめの疑いに関する情報や生徒のいじめに関する問題行動などに係る情報を収集及び記録し、その情報の共有を統括する。
- (5) いじめの疑いに関する情報があつた時には、教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに、生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の検討や保護者との連携等を行い、その対応を統括する。
- (6) 重大事態が発生した場合、この委員会が中核となってプロジェクトチームを編成する。
- (7) 重大事態が発生し学校がその調査を行う場合は、教育委員会と連携する。
- (8) その他、いじめの防止等に係る組織的な取組を行う。

6 その他

この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。